

積水ハウスグループ 企業行動指針

積水ハウスグループ企業各社は、「人間愛」を根本哲学とする「企業理念」に立脚し、次の9原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重し、全ての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって持続可能な社会の構築に向けて自主的に行動する。

積水ハウスグループ企業各社は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用であり、社会の信頼と共感の得られる存在でなければならない。経済価値のみならず、社会価値、環境価値さらには、住まい手価値のバランスの取れた発展を追求し、誠実に社会責任、未来への責任を果たす企業グループとなることを目指して行動する。

1. 人間性豊かな住環境の創造を目指し、安全、安心で快適な品質の高い住まいを開発、提供し、お客様の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 地球環境問題は人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを強く認識し、自主的、積極的に推進する。
5. 「良き企業市民」としての社会貢献活動を、自主的、積極的に推進し、よりよい社会づくり、コミュニティ形成のための活動を行う。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を確保し、従業員のゆとりと豊かさを実現する。また、従業員相互の信頼に基づいた活力ある組織を築く。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. 国際的な事業活動において、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。
9. 経営トップは、企業倫理の徹底及び本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、社内への徹底にあたるとともに、問題解決にあたっては、原因究明、再発防止、情報公開に努めるとともに、権限と責任を明確にした上で、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上

制定 平成 15 年 5 月 1 日

改定 平成 18 年 4 月 1 日

改定 平成 22 年 10 月 1 日